明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

［一～六　略］

2　［略］

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

第四条の三　地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十号、前条第一項第一号及び第五号並びに次条第一項の事務を行うことができる。

［一～六　同上］

2　［同上］

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

第四条の三　地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、北海道事務所及び東北事務所の下請課にあっては、第四条第十号、前条第一項第一号及び第五号並びに次条第一項第二号及び第五号並びに第二項の事務を、中部事務所及び九州事務所の下請課にあっては、第四条第十号、前条第一項第一号及び第五号並びに次条第一項第二号及び第五号並びに第二項から第四項までの事務を、近畿中国四国事務所の下請課にあっては、第四条第十号、前条第一項第一号及び第五号並びに次条第一項第二号及び第五号、第二項、第三項並びに第五項の事務を、中国支所及び四国支所の下請課にあっては、第四条第十号、前条第一項第一号及び第五号並びに第五条第六項第二号の事務を行うことができる。

2　［同上］

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに中国支所及び四国支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

第五条　地方事務所の第一審査課においては、所内の審査事務の総括に関する事務（近畿中国四国事務所の第一審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）のほか、次の事務（近畿中国四国事務所の第一審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、北海道事務所及び東北事務所の第一審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項及び次項の事務を、中部事務所及び九州事務所の第一審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項及び次項から第四項までの事務を、近畿中国四国事務所の第一審査課にあっては、第四条の二第一項第五号、前条第一項並びに次項、第三項及び第五項の事務を行うことができる。

一　独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること。

二　鉱業及び建設業についての事件の審査に関すること。

三　排除措置命令の執行及び執行後の監査に関すること。

四　課徴金の徴収に関すること。

五　その他地方事務所の第二審査課、第三審査課及び第四審査課の所掌に属さない事件（中部事務所及び九州事務所の第一審査課にあっては、第二審査課及び第三審査課の所掌に属さない事件、北海道事務所及び東北事務所の第一審査課にあっては、第二審査課の所掌に属さない事件）の審査に関すること。

2　地方事務所の第二審査課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の第二審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、北海道事務所及び東北事務所の第二審査課にあっては、第四条の

2　［略］

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

第五条　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第五号及び前条第一項の事務を行うことができる。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］